

○大桑村立学校の県費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和6年1月17日教育委員会規則第1号

大桑村立学校の県費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。
(業務量の適切な管理)

第2条 大桑村教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限を範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について100時間未満
- (2) 1年について720時間未満
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。